

南島原市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、南島原市長から令和7年度定期監査及び行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により公表します。

令和8年5月26日

南島原市監査委員 伊藤 幸雄

南島原市監査委員 小嶋 光明

監査結果に基づく措置または措置の状況(通知書)

7南監第140号(令和8年3月26日付)分

総務部 防災課

監査の結果(指摘事項)	措置または措置の状況
<p data-bbox="245 499 735 528">(1)補助金交付事務(期限超過)について</p> <p data-bbox="245 551 804 891">補助金交付事務にかかる実績報告書の提出について、南島原市総務部防災課関係補助金等交付要綱第5条第2項に規定した期限の超過が一部確認された。これは、補助対象団体への注意喚起を怠ったことによるものであり、適正な事務が行われていない現状である。</p> <p data-bbox="245 913 804 1301">なお、令和5年度の定期監査において実績報告書の提出期限について指摘を行っており、防災課から改善報告を受けている。しかしながら、今回の監査でも当該要綱に定められた期限の超過が確認された。当該補助金以外についても、同様の規定違反が無いか十分精査し、周知方法や遅延対策等に留意し、要綱を遵守した事務の執行に努められたい。</p>	<p data-bbox="831 499 1378 734">(防災課関係) 補助金の実績報告において、期限の超過が一部確認されたため、防災課関係補助金の対象団体に対し、要綱に規定された期限までに実績報告を提出するよう指導を行いました。</p> <p data-bbox="831 757 1378 992">令和7年度においては、今回、期限超過の指摘があった補助金(その他防災課関係補助金を含む)の実績報告書については、要綱に規定された期限までに提出がありました。</p> <p data-bbox="831 1014 1378 1301">なお、令和5年度の定期監査において実績報告書の提出期限について指摘を受けたにも関わらず、今回の監査でも同様の指摘を受けたことについては、重く受け止め課内での周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。</p>